

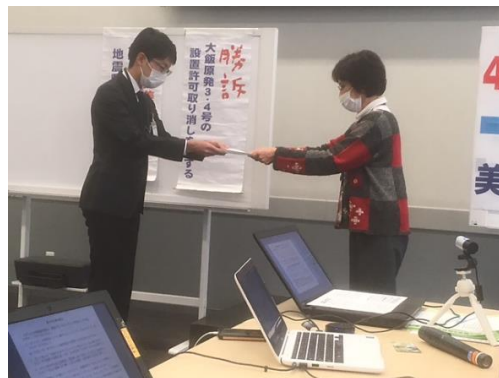
## 12・4大阪地裁判決を受け

～設置許可取消の実行と全ての原発の耐震評価の見直しを求めて～

### 規制庁は「ばらつきの考慮は必要なし」と繰り返すが、その根拠は一切示せず

12月22日、参議院議員会館にて、大飯原発設置許可取消し判決をめぐり院内集会と政府交渉が行われました。

集会には、原告共同代表の小山さん、アイリーンさん、原告の島田さん、武藤さん、福井の原告の石地さんも参加されました。FoE Japanの満田さん、技術スタッフの松本さん、会場には後藤さんとメディアのみなさん、院内集会に立憲の山崎誠議員、政府交渉には設定をお願いした福島みずほ議員が参加されました。ズームとYouTubeのオンライン参加を含めて80名近い参加となりました。



交渉には、原子力規制庁の法務部と実用炉審査部門と企画調整課から参加し、うち法務部と実用炉審査部門の地震担当者が主に対応しました。

動画はこちらで視聴できます <https://youtu.be/A1pCw9Exf6U>

12月15日付の規制委員会への要請書 [http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/nsr\\_yosei20201215.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/nsr_yosei20201215.pdf)

3:00～14:00 院内集会 / 14:00～15:00 原子力規制庁との交渉/ 終了後に記者会見

場 所：参議院議員会館 101 会議室（12:30～通行証配布）

参加者：原告及び支援者他

主 催：おおい原発止めよう裁判の会／原子力規制を監視する市民の会

協 力：国際環境 NGO FoE Japan

#### ◆訴訟当事者であることを理由に発言を遮る原子力規制庁の法務部

法務部の職員は決まり文句のように「本日は大飯原発の判決についての意見交換と聞いているが、訴訟に関わる内容について、訴訟当事者が法定外で議論するのは適切ではない」と繰り返し、回答を拒否する場面が何度もありました。

もともとこの場は、判決が出る前から準備をしていました。金曜日の12月4日判決後、次の月曜日及び木曜日の設定に対しては、議論したことが証拠として不利に使われるおそれがあるので何も言うことができない、控訴の判断を期限までに行わなければならない担当者が忙しい、などという理由で断ってきました。控訴期限の後に改めて設定してようやく実現したものです。

その一方で、更田委員長は「解釈がおかしい」「内向きのサービスでつくったガイドを勝手に解釈された」「理系でないとわからない」などと判決を小馬鹿にして言いたい放題。原子力規制委員会の名で「基準地震動の策定に係る審査について」（12月16日付）なる文書を出し、判決の「は」の字もないのに内容は判決を批判するものになっていて、これも裁判外で言いたい放題。

こちらからは、「基準地震動の策定に係る審査について」については説明責任があるはず。判決で

は、規制委員会の審査に「看過しがたい過誤・欠落がある」と厳しく批判されているのだ。この場には原告でない人もいるが、原告が出て行けば話すのか、福井に説明に行ったときも何も答えないのか？などと述べ、具体的な回答を求めました。最後は福島みずほ議員が「ここは国会です」「『なぜばらつきを考慮しなかったのか』という単純な問いかけに明快に回答して欲しい。それくらいできるでしょう」と一喝。

こうしたやりとりもあって、法務部の横にいた実用炉審査部門の地震担当が、法務部の妨害をかわしながらかろうじて答えました。

#### ◆ばらつき条項が福島原発事故後に追加された意味

やりとりでは、まず「基準地震動の策定に係る審査について」にある「入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていない。」との文言について、上乗せしてばらつきの考慮することはやられていないことを確認。

そしてそれが、「地震動審査ガイド」のばらつき条項に反するのではないかと。問題の条項はガイドの以下の2文。このうち第二文がばらつき条項です。

(1) 震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。

(2) その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

実用炉審査部門の地震担当者は、(1)と(2)は一体だとしながら、ばらつきについては触れず、経験式の適用範囲について、すなわち(1)についての説明に終始しました。(2)については、(1)の経験式の適用範囲についての検討に際して認識すべきことを述べただけにすぎないと。

これに対し原告・市民側は、(2)は当初はなかった。それが福島第一原発事故を経験し、時間をかけた審議の結果、新規基準として新たに追加された経緯を考えて欲しい、(2)については、不確かさの考慮とは独立に、ばらつきの考慮をそれはそれでやりなさいとしか解釈のしようがないと指摘。

地震担当者は神妙な面持ちで聞いていました。白を黒というために必死に説明するのはやめて、黒を黒と認めてはどうかと思いました。

大阪地裁での裁判では、裁判所が、ばらつきを考慮した場合の定量的な評価と合わせて、第二文のばらつき条項が、福島第一原発事故後に追加された意味を考えよと、被告に釈明を求めたということですが、その意味について、私自身も理解が進んだと感じました。

東日本大震災で被災し、放射能の恐怖を肌で感じた武藤さんから、ばらつき条項が福島第一原発事故後に追加されたことの意味は大きいとする発言がありました。

ばらつきと不確かさの関係など、いくつかすっきりしたところがありました。それと規制庁の現場が、説明がつかないことを説明しようとしてあくせくしていることもわかりました。みなさんお疲れさまでした。ありがとうございました。

阪上 武（原子力規制を監視する市民の会）